

介護事業所等の事業再開に要する諸経費の国庫補助 (介護サービス事業所・施設等の復旧支援事業)

東日本大震災の被災地における介護サービスの確保のため、被災した介護サービス事業者に対し、事業再開に要する経費（車両購入費、パソコン等の事務用品購入費、事業所借上に要する初期契約料等）に関する国庫補助事業を新たに創設し、復旧支援を行う。

1. 所要額 6,794,500千円
2. 実施主体 都道府県・指定都市・中核市
3. 補助率 定額補助
(介護保険サービスごとに定める額)
4. 補助対象 東日本大震災により被災した
介護保険サービス事業所・施設を
有する事業者

5. 補助対象となる経費の例
 - ・ 事業所の車両（訪問、送迎等用）
 - ・ 事務用品（パソコン、デスク等）
 - ・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
 - ・ その他事業再開に必要な初度経費

(対象となる事業所・施設等)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、福祉用具貸与、居宅介護支援、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療病床、地域包括支援センター、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護

(定額補助の額(例))

訪問介護・訪問看護	700万円／事業所
通所介護	800万円／事業所
小規模多機能型居宅介護	1,000万円／事業所

【予算科目】

(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 介護施設等復旧支援事業費等補助金 (仮称)